

〔資料〕

勸農社実業教師の巡回日誌

——明治二十五年以降栃木県における谷茂三の活動——

西村 卓

(1) はじめに

明治十、二十年代における林遠里^①勸農社の活動に関する研究は、最近新しい水準に入りつつある。新たな一次資料に基づき、各地での在来農法を視野に入れながら、林遠里稲作改良法の導入^②普及の具体的姿を描き出そうとする方法が取られ始めてきた。

この方法では、改良法の導入^③普及からストレートに「明治農法」の形成確立を論ずるのではなく、「明治農法」形成確立の地域的多様性を承認した上で、その多様

目次

一、解説

- (1) はじめに
 - (2) 勸農社実業教師谷茂三について
 - (3) 栃木県での林遠里稲作改良法の導入
 - (4) 資料「巡回日誌帳」について
 - (5) おわりに
- 二、凡例
- 三、資料「巡回日誌帳」

一、解説

性が在来農法のあり方に依存すると考え、在来農法と改良法との関連のなかで、「明治農法」の形成確立を、次の様にとらえるのである。

即ち、一つの農業技術システムとして現存している各地の在来農法の中に、新たな農法（＝改良法）を組み込めるかどうかは、在来農法システムが、柔軟なものであり、再構成可能なものであるか、再構成した場合に農業生産力（土地生産性、労働生産性共に）の確実な上昇を実現するにかかっているという事である。

その意味からすると、在来農法が、小農経営の技術的基礎として、完成度の高い固定的システム（近世的であるか、近代的是であるかを問わず）であり、それが高い生産力段階を実現している地域における「明治農法」は、その地域で一般性を持つための若干の修正が加えられながら、在来農法を軸として確立されるということである。当然ここでは、改良法の一時的導入は見られながらも、その普及は困難となり、「農民的農法」としての定

着は寛束無くなる。ただし、在来農法を支えていた条件が変化した場合には（例えば農村労働力の不足）、システムの再構成が行なわれることは言うまでもない。

それに対し、在来農法がシステムとして未完成で、非固定的であり、それが農業生産力の全国平均水準をクリアできない地域では、改良法導入に積極的となり、在来農法の大幅な再構成が企図されるのである。こういった地域では、逆に改良法の技術システムを軸にして「明治農法」は形成確立されるのである（例えば、乾田牛馬耕を軸とした深耕多肥農法）。

その成否は、地主的土地所有の進展度（生産力発展の各段階におけるその担い手のあり方）、改良法普及を実際に担当する実業教師の力量（老農としてのみずからの営農経験に基づき、担当した地域の風土とそこで培われてきた在来農法に柔軟に対応しながら、「農民的農法」確立のために悪戦苦闘する中で、農民の信頼を獲得する力）等に左右されるであろうし、受け入れる側の体制の

整備（勸農政策⇨機構の整備）、農民の意欲等にかかっている。

我々は、各地域で具体的に形成確立される「明治農法」を、上記二地域を両極とした中間項（両極への距離にそれぞれ偏差を持ちながら）として検出するのである。

以上のように「明治農法」の形成確立との関わりで改良法の導入⇨普及の問題を考えた場合、それらが達着する在来農法のあり方を含めた農業景観の把握、受入側の体制の分析（具体的には勸農政策⇨機構の分析）などが自ら要求されるであろう。さらに改良法と言った場合、林遠里稲作改良法に限らず、当時老農時代にあつて、学理農法を含めて種々見られたのは周知の事であり、具体的な個別地域では、それらが錯綜して展開して行ったのが実際である事からして、それらの切り結びの中で、何が残り、何が捨てられて行ったかを、その後の展開の中で検証する事も要求されるであろう。

本稿では、以上の視点を踏まえて、一府県（栃木県）での改良法の導入⇨普及を考察するに当たって、その前提として、勸農社の一実業教師の書き残した活動『日誌』を紹介するものである。

（2） 勸農社実業教師谷茂三について

本稿で紹介する『日誌』を書き綴った谷茂三は、天保十年五月二十一日に筑前国那珂郡五十川村（現福岡市南区五十川）に生れ、万延元年九月十五日に谷家に入家し、文久三年五月七日に長男勘吉をもうける。明治十六年十二月十六日には、茂三は勘吉に家督を譲り隠居するが、明治二十五年には、後妻ゆきとその間に生れた寅吉、清吉、浦吉、源三郎を連れ、分家するのである。

明治二十四年段階の谷家の所有田畑は、田二町四反四畝六歩（地価一一〇四円四八銭）、畑六反七畝九歩（地価八七円六四銭）、宅地一反五畝一三歩（地価三九円五錢五厘）、山林原野四反五畝二四歩（地価五円三六銭三

厘)⁶⁾であった。谷家の居村五十川村(明治二十二年以降

曰佐村大字五十川)を含む那珂郡は、怡土、志摩、早良、粕谷、御笠諸郡と共に、福岡農法の展開した地域であり、その技術を修得した老農を多く生みだし、全国各府県に実業教師を派遣した地域であった。それが故に、勸農社が明治二十五年に拡張されたときには、第二農場を五十川に、第三農場を怡土郡長糸村に開設しているのである。

「実業教手派遣人名一覽表」によれば、茂三は明治二十二年十一月から同二十三年十一月まで、月俸一円で岐阜県北安八郡に派遣され、その後同二十四年十月より同二十五年にかけて、栃木県に派遣された事になっている。しかし『日誌』によれば、同二十七年の一月までは少なくとも県下で活動を続けていた事が分かる。『人名一覽表』には、同二十六年以降は、一名のみ記述があるだけで、林遠里に当たった実業教師からの書簡を見るかぎり、これ以降も少なからず各府県に派遣されている事か

らして、二十年代後半の部分は多く未記載であったと考えられるのである。

ちなみに、谷本家を相続した勘吉は、明治二十五年十月に宮城県柴田郡に派遣されている。⁷⁾

(3) 栃木県での林遠里稲作

改良法の導入

『人名一覽表』によれば、栃木県には谷の他に、舟越源太郎(月俸十八円、明治二十三年四月〜同二十四年十一月)、鎌田恵三(月俸十五円、明治二十五年四月〜)、草場利作(月俸十五円、明治二十四年十月)が派遣され、さらに、林遠里宛の書簡によれば、明治二十八年以降、上記の実業教師の活動を引き継ぐ形で、鳥越猿吉、樋口久五郎、藤野善太郎、神納五郎が派遣されている。当時栃木県では、学理農法と遠里稲作改良法が、県の勸農政策の中で矛盾なく併行的に導入が企図され、前者は、各郡での農事講習所の開設によって押し進められ、

後者は、林遠里の巡回演説と、実業教師の招聘、試験田の設置による伝習という形を取った。⁽⁸⁾ 遠里は、明治二十四年五月六日の宇都宮を皮切りとして、六月二日の足利郡足利町まで、ほぼ一か月足らずの間に県下を隈なく巡回し、演説をした。彼の各地での演説内容は、同年七月二十八日に同県より『老農林遠里演説筆記』⁽⁹⁾として出版されている。

彼と勸農社実業教師の招聘を考える上で、当時県の書記官であり、内務部長であった徳久恒範の役割を考える必要がある。彼は、弘化二年十二月二十七日に佐賀藩士の子として生れた。明治十六年九月に石川県大書記官に任ぜられたことを皮切りに、栃木、兵庫各県の書記官を歴任し、同二十五年には、富山県知事となる。同三十年に香川県知事に転じ、続いて熊本県知事に、同三十二年六月には、広島県知事に任ぜられた。翌年八月には、貴族院議員に勅選されるが、同四十三年十二月に、東京市にて没す。⁽¹⁰⁾

徳久は、書記官、知事として赴任する先々で、勸業行政に熱心に関わり、改良法導入も積極的に行なったのであるが、そのうち特に林遠里⇨勸農社の招聘には熱心であり、その様子を伝える多数の書簡が、林家文書の中に現存している。彼と林遠里との最初の出合いがいかなるものであったかは、今のところ不明であるが、石川県の書記官時代（明治十六年⇨同二十二、三年頃）の親交が、その後の関係を決定付けたと思われる。それは、遠里稲作改良法の優位性が様々な形で言及されるときには、必ずと言ってよい程石川県での実験結果が挙げられる事を見ても、うなずける点である。

我々は、こういった勸業担当の書記官や、府県知事等のパーソナリティーを無視する事は出来ない。当時「老農時代」にあって、明治三十年代に入ってから、全国的に統一的で一貫性を持った勸農政策が出てくる前段階においては、特にそうであろう。その様にとらえた場合、改良法の導入⇨普及を含めた勸農政策に、彼らのパ

「ソナリティーが少なからず刻印される事は否定できない⁽¹¹⁾。ただし、勸農政策の対象たる農村内部での階層性、農業生産力の各府県での具体的あり方等（前述した在来農法を含めた農業景観）が、それらを促進するか否かの基底的条件になる事は言うまでもない。

(4) 資料「巡回日誌帳」について

本『日誌⁽¹²⁾』は、「明治二十五年十一月 巡回日誌帳」と表書された三〇丁足らずの小横帳である。そのうち最初の四丁程は、後に合綴されたと思われる、実際の記事は、同年九月二十三日より始まっている。

「県地出発。那須郡大田原町試験田検分候処、先日見込と相替不申、同所ニ泊」

谷は、当初宇都宮を拠点として活動をしているが、明治二十六年五月十二日に、那須郡大田原町に引越し、同町を拠点にする。彼の担当地域は、河内、芳賀両郡も若干含まれていたが、主には那須、塩谷両郡であった。

両郡に多くの試験田が設置されている様子が『日誌』より読み取れるが、彼が直接耕作を担当しているのかはこの資料からは判然としない。確かに、坪刈りや、陸苗代地の耕起等は、その記述から、直接手を下したと思われるが、麦時きや菜種植え、種籾の採取法等は、試験田を担当している試験人へ講習という形で伝習が行なわれているのである。

島根県の例⁽¹³⁾のような実業教師担当の試験田と、伝習人担当の試験田との空間的分離は行なわれていなかったのかもしれない。この点の確定は今後の調査に待ちたい。

彼の行なう伝習内容は、この時点での林遠里稲作改良法のシステムにそっており、遠里が同県の『演説筆記』で第一等の下種法として挙げている畑苗代冬蒔法⁽¹⁴⁾は申すに及ばず、従来の「寒水浸し法」、「土厩い法」、水苗代、採種法、施肥法、馬耕法、害虫駆除法、挿秧法、除草法、灌漑法、裏作法等であった。

(5) おわりに

『人名一覧表』に記載されている実業教師谷茂三の「巡回日誌帳」を見ることができたのは、彼の長男勘吉の調査のために谷茂さんの御宅を訪問した事がきっかけであった。前述した様に、彼は明治二十五年に宮城県に派遣され、柴田郡の豪農飯淵七三郎のもとで、改良法普及の活動を行ない、この地での乾田馬耕の導入¹⁾普及に大きな貢献をした事が知られていたのである。

谷家には、勘吉が帰福したときに持ち帰った谷家の家紋入りの一對の盆と、船岡農会銘入りの銀盃、さらには、松島の風景を描いた扁額、そして実家に当てた何通かの書簡が保存されており、拝見させて頂く事ができた。また勘吉が宮城県から持ち帰った糯米が、「勘吉坊」と呼ばれ、五十川や早良郡の長尾あたりでも作付けされていたと言う事をお聞きした。

その折に、こういうものもあるが、と言う事で、出し

て頂いたのがこの『日誌』なのである。この時点で茂三と勘吉が親子である事を初めて知ったのである。

林遠里²⁾勸農社の研究の深化にとって、遠里独自の農法に沿って、その変遷を追いながら、独自の技術的意義を明らかにする事、そして、ある面では独自の役割を果たした実業教師の活動の実態を明らかにする事の必要性を以前に述べたが、本稿で紹介する『日誌』は、そのためのまた一つの素材を提供する事になるのである。末筆ながら、資料閲覧の快諾を頂いた谷茂氏に感謝の意を表したい。

(1) 拙稿①「西南農法の普及と林遠里³⁾勸農社——島根県事例として——」(『経済学研究』第50巻第1・2合併号 所収)、同②「地方名望家と勸農社実業教師の招聘——島根県鹿足郡堀家と高田万太郎——」(『社会科学』第40号 所収)、同③「明治二十年における一老農の農事巡回——福岡県老農高原謙次郎の京都府農事巡回について——」(『西南地域の史的展開』近代篇 思文閣出版 一九八八年 所収)、勝部真人「明治農法の展開と受容基盤——明治期における広島県農業の発展——」(『農業史年報』第1号 所収)、徳永光俊「奈

良盆地中央部における近代農業への転換(2)——大和農法と老農——」(町史紀要『田原本の歴史』第4号 所収)、同「一八九〇年前後における農事改良運動と農村社会」(山田達夫編著『近畿型農業の史的展開——近代京都における農業と農政——』日本経済評論社 一九八八年 所収)、伴野泰弘「明治一〇—二〇年代の愛知県における勸業諸会と勸農政策の展開——『農事通信集』より『農事改良委員会』への転回——」(『経済科学』第33巻第3・4合併号 所収)等参照。

(2) 田中学氏は、「技術の体系、あるいは総体としての農業技術として明治農法をみれば、その基本的枠組は在来農法の延長線上にある」(『技術の社会史』3 有斐閣 昭和五七年 所収「在来農法と欧米農学との拮抗」二四六頁より引用)と指摘するが、氏の言う在来農法とは、論題にみられる様に輸入欧米農学との対比で措定されており、福岡農法、大和農法等各地の在来農法の個別的な特殊性を一応捨象した形のものである。本稿では、本文で述べる様に、明治農法形成確立において、個別的な地域における在来農法の役割を承認する立場から、個別在来農法と改良法(ここには、学理農法→近代農学や林道里稲作改良法等を含めて考えている)と言う構図を措定するのである。

この立場から明治農法をとらえる場合、飯沼二郎氏の「明治期に日本各地で農業生産力が急増する(その事は、日本各地の米の増加を示す統計によっても知ることができる)。私

(各地の個別在来農法——注西村)を一括して『明治農法』と総称したい」(『農業革命の一般理論——農業経済研究』第五七巻第四号所収 一九七頁より引用)と言う指摘に留意する必要があるであろう。

(3) 島根県簸川地方における高畦→首宿農法、大和農法等とその典型をみる。

(4) 重久正次「肥料屋からみた農民」(『農業史年報』第2号 所収)の用語法に従った。

(5) 福岡市南区五十川谷茂氏よりの聞き取りによる。

(6) 谷茂氏所蔵資料(仮題)「土地台帳」(明治二二年 谷勘吉所有)による。

(7) 勘吉は、宮城県に派遣されるや、同県柴田郡の豪農飯淵七三郎の下で明治三十年まで農事改良事業に従事した。彼の功績がどれ程のものであったかは、飯淵が遠里にあてた次の書簡にその一端を伺うことができる(林家文書所収)。

「拝啓、時下炎暑之候、先以社長貴下始々貴社各位益々御勇健奉大慶候。陳へ、今般谷勘吉氏の切なる願ニより解備致候。氏洵ニ品行方正、能く任務ニ耐へ、而して勞せるの色なく、五ヶ年間之勤勞始終一日の如く農事改良之事務具ニ奉り、地の収益大ニ増加し、労苦大ニ減少したるへ、余の大ニ満足する所、管内篤志家の普く謝する所ニ有之。貴社善く其の任を撰抜して、余の農事上ニ於而希望を輔弼せられたるへ、社長貴下及び貴社ニ対して感謝する所ニ有之。谷氏教授せる数百之人ニ、氏の行を送らんを奉願ふ切なるニより、旧七月一日を途ニ上るの日と定め、同日大河原式番汽車にて

発程之事ニ相定申ゆ。就てハ、予て、御配慮之段ニ奉謝候。併而、右御報申上度迄、如此ニ御座ゆ、敬具。

丙申旧七月廿六日

飯淵七三郎

社長 林遠里様

勸農社各位御中

勸吉に関しては、別稿を予定しているが、彼は帰福した後熊本農業学校、続いて福岡農学校で教鞭をとり、明治四十四年十二月に退職している。勸農社実業教師の勸農社後の身の処し方を考える上で一つの材料を提供してくれるのである。

- (8) 『栃木県史 通史編7 近現代二』(昭和五十七年)では、当時の改良法導入について、学理農法の面からのみ記述されており、あたかも事実として林遠里稲作改良法の導入が企図されなかった様に誤読させるが、この点、その不十分さを補う必要がある。

- (9) 東京農業大学所蔵〔船津伝次平文庫〕所収。

- (10) 『明治過去帳』(東京美術 昭和四十六年)等参照。

- (11) 郡長レベルでの事例として次のようなものをあげる事ができる(林家文書所収)。

「拜啓、時下春和之儀ニ候処、老台益御清適奉賀ゆ。陳ハ御存之如ク是迄石川県鳳至郡長ニ奉職罷在ゆ処、其際ハ米作改良方御教示之為度々御巡回相煩し、御苦勞奉拝謝ゆ。先般当県南会津郡長ニ転任被命候付、其際ハいづれ赴任之上ハ、貴下之御改良方ニ習ひ、石川県各郡ノ如ク当郡内も是非米作之改方ニ進歩ヲ計ルノ見込ニ候処、幸ヒ本年各村組合会ニおひ

て多少之費額ヲ議決シ、貴方ノ相当之教師ヲ聘用シ候事ニ相成居ゆ。就而者甚御迷惑ニ存ゆ得共、右主旨ニ依リ別紙当衙ノ御社江御依頼申進ゆ通、適當之教師名御差向之事ニ御周旋相煩度。然ルニ時機も追々切迫致ゆ事ニ付、幾分至急御都合之程、何分宜敷奉御依頼ゆ、早々頓首。

四月十三日

福島県南会津郡長

中村邦彦

林遠里殿

貴下

この書簡は福島県南会津郡長中村邦彦から林遠里にあてたものであり、年代は不詳である。前任地石川県鳳至郡での改良法導入の実績をふまえて、同郡内でも米作改良のため実業教師の派遣を遠里に依頼しているのである。福島県レベルにおける林遠里稲作改良法の導入に関しては、庄司吉之助『資料明治前期福島県農業史』(農林省農業総合研究所 昭和二十七年)に詳しいが、郡レベルでのその導入に当って、郡長の前任地での同法導入の実績が、新任地での導入の契機となっている点、勸農政策に郡長という一つのパーソナリティが刻印されたものとしてとらえる事ができる。

- (12) 福岡市南区五十川谷茂氏所蔵資料。

- (13) 前掲拙稿①参照。

- (14) 遠里は、明治二十四年段階では、畑苗代冬蒔法を第一等の方法として推奨している。これは、彼の稲作改良法の論理的バックボーンとしての陰陽説の自然観を極限したものであつ

た。遠星は、明治十年の『勸農新書』で「寒水浸し法」「土
囲い法」を冬蒔法の略法と述べており、いわば、この時点で
彼の改良法の原点に帰ったのである。

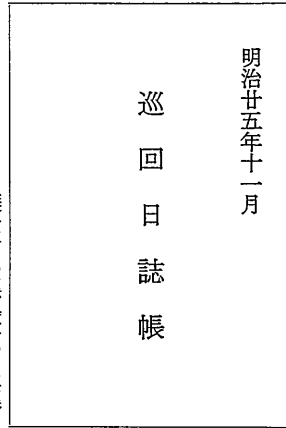
(15) 前掲拙稿②参照。

二、凡 例

- 一、本資料は、福岡市南区五十川谷茂氏所蔵資料である。
- 一、資料の翻刻に当たり、漢字は常用漢字を原則とした。異体、略体、俗字等も以上に従った。
- 一、判読不能な文字は、その字数だけの□で示した。
- 一、抹消箇所は、抹消された文字には左傍にミを付し、訂正されている場合は、その右傍に訂正された文字を付した。また抹消箇所で判読不能な文字は、その字数だけの■で示した。
- 一、欄外の文字は、へゝで囲み、本文中適切な箇所に入した。
- 一、読みやすくするために、適宜に句点、読点、並列点を加え、明らかな誤記は断わらず訂正した。
- 一、校訂者の付けた注記にはすべて「」を付けた。

三、資料「巡回日誌帳」

(表紙)



(縦一五・〇糧、横一〇・五糧)

明廿五年九月廿三日

県地出發。那須郡大田原町試験田檢分候処、先日見込と相替不申、同所ニ泊。

同廿四日同所出發。塩谷郡矢板村大字境林試験田檢分候処、陸苗之神力ハ落水早キ為穂揃悪キ、水苗之方ハ宜敷相見へ、同所出發、宇都宮帰宿ス。

同廿五日県地出發。芳賀郡市羽村大字赤羽着。試験田ハ

前日之景況ニ相替不申、同所泊。

同廿六日同所出發。県地帰宿。

九月廿七日ヨリ十月二日迄、県地滞在。

同十月三日県地出發。塩谷郡矢板村大字境林着、同所ニ

テ中稻種取之為メ同所ニ泊。

同四日同所出發。那須郡大田原町着、試験人江種取法伝

習セリ。

同五日同所出發。同郡伊王野村大字伊王野着、種取法伝

習ヲナシ。

同六日同所出發。同郡川西町大字余瀬農談会へ出席ス。

同七日同所出発。県地帰宿。

同八日ヨリ十日迄、県地滞在。

同十一日県地出発。塩谷郡矢板村大字境林着。同所ニテ

坪刈致シ、同所泊。

陸苗大田坊沓坪ニ付、

式升沓合、目方式百二十目七匁、株数四十五株。

水田苗石白沓坪ニ付、

式升沓合、目方式百三十目、株数平均二十九株。

十月十二日夕刻着。同所泊。

同十三日雨天ニ付、坪刈施行□能ハス。

同十四日坪刈施行、同日滞県。

陸苗荒木沓坪ニ付、

平均式升二合五匁、株数平均三十九株、目方沓升に付
式百八匁。

水田苗石白沓坪ニ付、

沓升七合、株数三十六株、目方式百八十八匁。

同十五日ヨリ同廿五日迄、県地滞在。

同廿六日県地出発。塩谷郡矢板村大字境林着。同所ニテ

坪刈施行ス、同所泊。

水田苗、式升沓合五匁、神力沓坪ニ付株数四拾五株、

目方式百五十五匁、沓株本数凡式十五本。

陸苗、沓升九合五匁、是神力。目方式百五十五匁、株
数四十沓株半、沓株本数式拾本。

十月廿七日前同所出発。那須郡大田原町着、同所試験田
坪刈施行ス。

陸苗神力耆株ニ付、粃

式升三合三勺、目方式百四十目。

同廿八日同所滞在。

同廿九日同所出発。県地ニ帰宿。

同三十日ヨリ十一月一日迄、県地滞在。

十一月二日県地出発。芳賀郡市羽村大字赤羽着、同所

泊。同所試験田坪刈施行ス。

陸苗神力耆坪ニ付、

式升三合、株数三拾六株、目方式百六拾五匁、耆株本

数凡式十三本。

白玉耆坪ニ付、

耆升四合、耆坪三十六株、目方式百六十五匁。

水苗仕立、耆株拾二本。

同三日同所出発。県地ニ帰宿ス。

同四日ヨリ同廿一日迄、県地滞在。

十一月廿二日県地出^発。塩谷郡矢板村大字川崎反町着、

苗代肥料伝習。

同廿三日同郡氏家町大字氏家着、右同断。

同廿四日帰県。

同廿五日ヨリ同廿八^日迄、^(日誌)県地在宿。

同廿九日県地出発。那須郡大田原町ヲ経テ、同郡小川

着、同所ニ泊ス。

三十日同所出発。同郡下江川村大字下川井着、同所ニテ

肥料手續ヲ談シ、同所ニ泊。

十二月一日同所出發。県地ニ帰。

同二日県地出發。那須郡佐久山町大字佐久山着、同所ニ泊。

同三日同所ニテ農談会ニ出席ス、泊。

同四日同所出發。同郡上江川村大字鹿子畑ヲ経テ氏家ニ泊。

同五日同所出發、県地ニ帰。

同六日ヨリ同七日迄、県地在宿。

同八日県地出發、芳賀郡〔ニカ〕ヲ向ケ出張。

同九日同出發、県地ニ帰。

同十日県地在宿。

同十一日県地出發、塩谷郡大字川崎反町着、醸肥料人糞一荷、米□五升、油糟三升馬糞二升。

同十二日同郡氏家町大字桜野着、〔同遊〕右断。

同十三日那須郡大字小川着、同所泊ス。

同十四日同郡上江川村大字鹿子畑着、泊ス。

同十五日同所出發、県地ニ帰。

同十六日ヨリ同廿二日迄、県地滞在。

○同廿三日県地出発、芳賀郡市羽村大字赤羽着、^{〔泊〕}白。

○同三十日ヨリ廿六年一月四日迄、県地滞在。

○同廿四日同所ニテ陸蒔ヲナシ、泊。

○同五日県地出発。塩谷郡矢板村大字川崎反町着、同所

ニテ陸蒔ヲナシ、同所白。

○同廿五日同所ニテ、川底土田ナシ、県地ニ帰。

○同六日同所出発、同郡氏家町大字桜野着、同所ニテ陸

苗代肥料施方ヲ談シ同所出発、氏家町大字桜野着、同

苗代地捲ス、同所白。

所白。

○同七日同所ニテ陸苗代下種ヲナシ、同所白。

○同廿七日大字桜野着、右同断。同所出発、那須郡那珂村小川着、右同断。

○^{廿六年一月}同八日同所出発、那須郡上江川村鹿子畑着、泊。

○同廿八日同所出発、上江川村鹿子畑着、右同断。同所出発、下江川村大字下川井着、右同断、同所ニ白。

○^{〔同九日〕}同所ニテ陸苗代下種并ニ川底土田ナシ、同所出発、同郡那珂村大字小川着、泊。

○同廿九日同所出発、県地ニ帰。

○⁺同九日雨天ニテ同所在宿。

○へ一月〱同十一日同所ニテ陸苗代下種井川底土圃ナシ、泊。

○へ一月〱同廿四日前同所出発、同郡小川着、同所ニテ試験人へ注意有事ヲ談話シ、同所出発、同郡鹿子畑着、右同断、同所泊。

○同十二日同所出、大田原郡役所出頭ス、出発、西那須泊。

○同廿五日同所出発、下江川村大字下川井着、右同断、

同所出発、同村熊田着、右同断、出発出発、〔同所方〕塩谷郡喜

○同十三日同所出発、塩谷郡矢板村大字川崎反町着、同所ニテ川底土圃ナシ、県地ニ帰。

連川着、泊。

○同十四日ヨリ同廿一日迄、県地滞在。

○同廿六日同所出発、同郡氏家町大字桜野着、右同断。同所出発、県地ニ帰宿ス。

○同廿二日県地出発、塩谷郡矢板村大字川崎反町着、同所ニテ試験場注意談話シ、同所出発、境林着、泊。

○へ一月〱同廿七日県地出発、芳賀郡市羽村大字赤羽着、右同断。

○同廿三日同所出発、那須郡大田原着、同所前試験人へ成績表之為同所ニ泊ス。

○同廿八日同所出発、県地ニ帰宿ス。

二十六年三月十五日国許へ帰。

○同三月十六日県地出発、塩谷郡矢板村大字川崎反町

着、同所ニテ川底土圃種田ナヲシ、并ニ寒中陸蒔覆藁カ

ケカヘヲ談シ、同所出発、同郡氏家町大字桜野着、右

同断、同所泊。

蒔覆藁カケカヘヲ談シ、同所ニ泊。

○同廿三日同所出発、同郡真岡着、同所ニテ陸苗代覆藁

カケカヘ并ニ川底土圃手入ヲナシ、同所出発、県地ニ

帰。

○同十七日同所出発、那須郡下江川村大字下川井着、右

同断。同出発上江川村大字鹿子畑着、泊、右同断。

○同廿四日県地出発、河内郡横川村大字上横田着、右同

断、県地ニ帰。

○同十八日同所出発、那珂村大字小川着、右同断、同所

泊。

○同廿五日県地出発、豊郷村大字関堀着、右同断、県地

ニ帰。

○同十九日同所出発、大田原町大字大田原着、同所出

発、県地ニ帰。

○同三月廿六日ヨリ四月一日迄、県地滞在。

○同廿日ヨリ廿一日迄、県地滞在。

○四月二日県地出発、塩谷郡矢板村大字川崎反町着、同

所ニテ水苗代肥料醸方ヲ談シ、并ニ寒中川底土圃種陸

蒔時檢分シ、同所出発、氏家町着、泊。

○同廿二日県地出発、芳賀郡市羽村大字赤羽着、寒中陸

○同三日同所出發、桜野着、右同断。同出發、那須郡那珂村大字小川着、泊。右同断。

田陸蒔、寒中川底土田種ヲ試察シ、鎌田氏ニ引渡シ、同所泊。

○同四日大字鹿子畑着、右同断。下江川村下井川^{〔ママ〕}・熊田着、右同断。

○同十三日出發、県地ニ帰。

○同五日同所出發、県地ニ帰。

○同十四日県地出發、塩谷郡氏家町着、同所ニテ寒中水田種発芽手續ヲシ、同所出發、那須郡上江川村着、右同断、泊。

○同六日ヨリ七日迄、県地滞在。

○同八日県地出發、荒川村農談会ニ八日九日兩日出席。

○同十五日同所出發、那珂村大字小川着、右同断、十六日雨天ニテ同所滞在、○十七日田畑馬耕ヲナシ。

○同九日⁺同所出發、県地ニ帰。

○同十八日同所出發、大田原着、泊。是ハ白川行ニ御座候得共。

○同十一日県地[、]出發滞在。

○同十九日同所出發、塩谷郡川崎着、土田種発芽手續ヲナシ、県地帰。是ハ廿日ニ御座候得共、十九トス。白川行之節。

○同十二日県地出發、芳賀郡市羽村大字赤羽、同所試験

同廿日ヨリ同廿三日迄、県地滞在。

同廿九日〔日誌〕同川崎反町、右同断。

同廿四日県地出發、塩谷郡氏家町桜野着、寒水浸試察シ、同所出發、那須郡鹿子畑着、右同断。

同三十日同所出發、県地帰。

同廿日ヨリ廿三日迄、県地滞在。

五月一日ヨリ同五日迄、県地滞在。

○同廿四日県地出發、塩谷郡氏家町桜野着、種ヲ試察シ、同所出發。那須郡鹿子畑ニテ水苗代ヲス。

同六日県地出發、大田原町郡役所着、同所出發、小川着、泊。

廿五日同所ニテ苗代ナシ、泊。

同七日同所出發、鹿子畑着、下川井・熊田、同所泊。

同廿六日同所出發、小川着、右同断。

同八日桜野着、ハラノケ。

同廿七日塩谷郡桜野着、泊右同断。

同九日県地ニ帰。

同八日〔日誌〕水田苗代ヲナス。

同十日ヨリ十一日迄、滞在。

同十二日大田町ニ引越。〔原脱〕

同十三日大田原農友会出席ス。五月

同十四日同所滞在。

同十五日同所出発、小川着。同所水陸共苗ヲ試験シ、同所泊。

同十六日同所出発、鹿子畑着、右同断。下川井・熊田ヲ經テ喜連川着、泊。

同十七日同所出発、桜野着、川崎反町着、右同断。

同十八日同所出発、大田原ニ帰。

同十九日ヨリ廿二日、滞在。〔迄脱〕

同廿三日同所出発、小川着。同所ニテ苗ヲ試験地、苗雜草ヲ除去法之談シ、同所泊。〔ママ〕

同廿四日同所出発、鹿子畑着。右同断、同所泊。

同廿五日同所出発、桜野着、右同断。同所出発、宇都宮着。

廿六日ヨリ廿七日、〔迄脱〕県地滞在。

同廿八日同所出発、川崎反町着、右同断。同日大田原ニ帰。

同廿九日ヨリ同三十一日、〔迄脱〕滞在。

六月一日同所出発、小川着、同所泊。

同二日同所滞在、郡長検分待チ、村長泊。

同九日・十日同所泊。

同三日同所出発、鹿子畑着、泊。

同十一日同所出発、塩谷郡大字川崎反町着、同所試験人

同四日同所出発、鹿子畑下川井・熊田ヲ経テ桜野着、

へ移植日限ヲ試シ、同所出発。同郡桜野着、右同断、同所泊。

泊。

同五日同所出発、川崎反町着、右同断、同所出発、大田

同十二日同所出発、那須郡上江川村大字鹿子畑着、右同断、同所泊。

原ニ帰。

同六日同所出発、〔田カ〕金丸村大字市沢着、〔野脱カ〕同所田植ニ出。

〔大月〕同十三日同所出発、同郡那珂村大字小川着、〔同脱〕右断、泊。

同七日大田原町滞在。

同十四日同所試験田移植ヲナシ、同所泊。

同八日同所ニテ害虫駆除法或ハ蟹爪ヲ施行ス。〔ママ〕法々ヲ実地ニ付伝教ヲナシ、改良法々ヲ談話シ、泊。

同十五日同所出発、大字鹿子畑着、同所試験田移植ヲナシ、同所泊。

同十六日同所出発、大田原町ニ帰宿ス。

同十七日ヨリ十八日迄、同所滞在。

同十九日同出発、^{〔所繼〕}塩谷郡氏家町着、泊。

同廿日同所大字桜野ニテ試験田移植ヲナシ、同所出発、

同郡矢板村着、泊。

同廿一日大字川崎反町ニテ試験田移植ヲナシ、同所出

発、大田原町帰宿ス。

同廿二日、大田原町ニテ移植ヲナシ、同所泊。

同廿三日ヨリ同廿四日迄、同所滞在。
六月廿三日

同廿五日同所出発、同郡那珂村大字小川着、泊。蟹爪打

ヲナシ。

同廿六日同所出発、同郡上江川村大字鹿子畑着、泊。蟹

爪打ヲナシ。

同廿七日同所出発、下江川村大字下川井・熊田着、右同

断。同所出発、喜連川町着、泊。

同廿八日同所出発、大字桜野着。同所ニテ試験田水加減

ヲ談シ、同所出発、宇都宮着、泊。

同廿九日ヨリ同三十日、県地滞在。

七月一日県地出発、塩谷郡氏家町着、大字桜野蟹爪不整

ノ為同所出発、同郡片岡村着、泊。

同二日同所出発、矢板村大字川崎反町着、同所ニテ蟹爪

打ヲナシ、同所出発、大字桜野着、右同断、同所泊。

同三日同所出発、大田原町着、泊。

同十九日同所出発、那珂村大字小川着、泊。

同四日ヨリ同八日迄、同所滞在。

同廿日同所試験田ヲ試察シ、景況ニヨリ水加減、三番除草法々々ヲ談シ、同所ニ雷雨ノ為滞在。

七月九日同所出発、小川着、泊。同試験田蟹爪ナラシトシテ二番除草之法々々ヲ談シ、同所泊。

同廿一日同所出発、下江川村大字下川井着、右同断、同所出発、同村大字熊田着、泊。右同断。

同十日同所出発、同郡上江川村大字鹿子畑着、右同断。同所出発、喜連町泊。

同廿二日同所出発、上江川村大字鹿子畑、右同断、同所出発、塩谷郡氏家町大字桜野着、右同断、同所泊。

同十一日同所出発、氏家町大字桜野着、右同断。同所出発、矢板村大字川崎反町着、談シ同村泊。

七月廿三日同所出発、矢板村大字川崎反町着、右同断、同所出発、大田原町着、泊。

同十二日同所出発、大田原ニ帰宿。

同廿四日ヨリ同廿五日、同所滞在。

同十三日ヨリ同十八日迄、同所滞在。

同廿六日同所出発、県地ニ着、泊。

同廿七日県地滞在。

同廿八日県地出発、大田原町着、泊。

同廿九日同所滞在。

同三十日同所ニテ三番除草伝習ヲナシ、同所泊。

同三十一日同所滞在。

八月一日同所出発、那珂村大字小川着。

同二日四番除草・畑ノ馬耕〔ママ〕ヲ伝習ヲナシ、同所滞在。

八月三日同所出発、上江川村大字鹿子畑着、同所試験田
四番除草ナシ、同所出発、桜野着、泊。右同断。

同四日同所出発、矢板村大字川崎反町着、右同断、同所
出発、大田原町着、泊。

八月五日より七日迄、同所滞在。

同八月九日県官水沢殿ニ随行ス。

同十日同所滞在。

同十一日同所ニテ四番草伝習ス。

同十二日同所出発、金田村大字乙連沢農談会ニ出席ス。

同十三日より同十五日迄、滞在。

同十六日出発、同郡那珂村大字小川着、泊。

同十七日同所試験場早稲五番除草ヲナシ、同所泊。

所試験田試察シ候処、霖雨之為敷減候ニ付、駆除ハ見合、同所出發、宇都宮着、泊。

同十八日同所出發、鹿子畑着、同所試験地景況試察シ、

水加減ヲ談シ、同所出發、下江川村大字下川井ヲ經

テ、大字熊田着、右同断、白。

同廿五日同所滞在。

同廿六日同所出發、大田原帰宿ス。

八月十九日大字熊田出發、荒川村ヲ經テ塩谷郡氏家町着、泊。

同七日ヨリ同廿八日迄、同所滞在。
(廿八日)

同二十日大字桜野試験田試察シ候処、少コヌカ虫害有之

候得共、其駆除法不能、天氣晴次第駆除致ス見込ニ

テ、同所出發、矢板村川崎反町着、右試験田ヲ試察

シ、同所出發、大田原町帰宿ス。

同廿九日同所出發、大字小川着、同所試験田五番除草ヲ

ナシ、同所泊。

同三十日同所出發、大字鹿子畑着、右同断。喜連川着、

泊。

同二十一日ヨリ同廿三日迄、滞在。

同三十一日同所出發、大字桜野着、右同断。同所泊出

同二十四日大田原町出發、塩谷郡氏家町大字桜野着、同

發、九月一日同所出發、矢板村大字川崎反町着、同所

泊。

九月一日同所出發、大田原着泊。

九月二日ヨリ三日迄、同所滞在。

同四日同所ニテ五番除草伝習ス。

同五日ヨリ七日迄、同所滞在。

同八日同所出發、安蘇郡^{〔蘇〕}佐野町着、草場氏病氣看護并ニ

死去後始末ニ付、同十三日迄^{〔ママ〕}テ同所滞在。

同十四日同所出發、大田原着、泊。

同十五・十六日同所滞在。

同十七日塩谷郡矢板村大字^{〔空白〕}農談会ニ出席ス。

同十八日同所出發、大字川崎反町着、同所試験田ヲ試察^{〔所臨〕}シ、同出發、氏家町農談会ニ出席ス。

同十九日同所出發、大字桜野着、同所試験田ヲ試察シ、同所出發、喜連川町着、農談会ニ出席ス。

九月廿日同所出發、那須郡上江川村大字鹿子畑着、同所試験田ヲ試察シ、同所出發、那珂村大字小川着、泊。

同二十一日同所試験田ヲ試察シ候処、落水早キ為メ繁茂ニ対スル穫者御座ナク見込ニ御座候也。同所出發、大田原町ニ帰宿ス。

同廿二日同所滞在。

同廿三日同所出發、宇都宮着。

十月二日ヨリ同五日、^{〔迄脱〕}滞在。

同廿四日ヨリ同廿六日、^{〔迄脱〕}同所滞在。

同六日同所出發、塩谷郡矢板村大字川崎反町着、同所試

験人江種取期節ヲ談シ、種取法々々^{〔マツ〕}伝習シ、同所出發、

同廿七日同所出發、小川着。

片岡着、泊。

同廿八日小川農談会ニ出發ス。^{〔席力〕}

同七日同所出發、氏家町桜野着、右同断。同所^出發、那

須郡上江川村大字鹿子畑着、泊。右同断。

同廿九日同所試験田早稲坪刈ス。

陸苗耆坪ニ付、二升耆合耆勺、株数耆坪三拾六株、耆株

同八日同所出發、下江川村大字下川井・熊田ヲ經テ、那

本数凡三十四五本、稻名豊坊、耆耆升目方式百八十匁。

珂村大字小川着、泊、右同断。

水田苗耆坪ニ付、二升〇耆勺、耆坪株数三十六株、耆

株本数凡三十四五本、耆耆升目方式百八拾匁。

同九日同所出發、大田原町着、泊。

同三十日同所滞在。

十月十日石白種取ニ着手ス。

十月一日同所出發、大田原町着、泊。

同十七日ニテ種取ヲ終ル。

同十八日同所ヲ発シ、上江川村大字鹿子畑坪刈ス。

神力水、三十五株、式升五勺二八五。

石白同、三十三株、式升六合二八九。

同十九日同所ヲ発シ、下川井・熊田ヲ経テ小川着、泊。

関取陸、三十株、式升三合五勺、三百六匁。

石白在来、五十三株、式升二合五勺、三百四匁。

同廿日小川試験田坪刈ス。

下川井

石白水、四十五株、式升七合、二百八十匁。

同廿一日大田原帰宿ス。

荒木同、四十二株、式升七合八勺二八。

熊田

鹿子畑試験田成績、左ノ通

石白水、四十八株、式升五勺二八七。

神力水、三十八株、式升一合二六七。

神力同、四十三株、式升八合二六七。

同 陸、四六株、式升五勺二六七。

同廿二日大田原ニテ神力種取ニ着手ス。

石白水、三十八株、式升七合二六六。

同 陸、三十九株、式升九合二六五。

荒木水、三十九株、式升二合五勺二六六。

小川

同廿三日同所ヲ発シ、塩谷郡矢板村大字川崎反町着、同
所試験田坪刈ス。

在来クラフサキ、四十八株、式升四合二六六。

石白水、式升四合、二百七匁、三十八株。

〈小川〉

石白陸、式升三合二勺二八、四十七株。

神力水、耆升九合二七、^四三十八株。

ツクバ坊在来、耆升六合五勺二六、五十二株。

同廿四日大田原帰宿ス。

同廿五日ヨリ廿六日、^(遊覽)同所滞在。

同廿七日同所ヲ発、塩谷郡矢板村ヲ經テ氏家町大字桜野

着、同所試験田坪刈ヲナシ。

陸石白、二升、二百五十匁。

同神力、耆升九合、貳百六十匁。

水石白、耆升七合五勺二六。

同日喜連川着、泊。

十月廿八日喜連川滞在、病氣ニテ。

同廿九日同所ヲ発シ、大田原着、泊。

同三十日同所ヲ発シ、宇都宮着、泊。

同三十一日ヨリ十一月三日迄、県地滞在。

同四日同所ヲ発シ、大田原帰宿。

同五日ヨリ十一日迄、滞在。

同十二日同所ヲ発シ、同郡小川着、泊。同所ニテ麦蒔・

菜種植伝習之為メ出張候処、試験人病氣ニ付其儀モ不能。

同十三日同所ヲ発シ、大田原帰宿ス。

同十四日ヨリ廿日迄、滞在。

同廿一日^(同脱)同所ヲ発シ、県地ニ着。

同廿二ヨリ同廿五日迄、同所滞在。

同二日大字幸岡ニテ試験地ヲ試験シ、同所ヲ発シ、片岡

ヲ経テ喜連川着、泊。

同廿六日県地ヲ発シ、大田原帰宿ス。

同三日同所試験地ヲ試験シ、同所ヲ発シ、阿久津村大字

同廿七日同所滞在。

上阿久津着、同所試験地ヲ試験シ、阿久津着、泊。

同廿八日同所ヲ発シ、金田村大字市野沢ヲ経テ黒羽町

同四日同所ヲ発シ、大田原帰宿ス。

着、泊。同所ニテ試験地ヲ試験シ、同所泊。

同五日同所ヲ発、大字市の沢着、同所試験人不在ニ付、

同廿九日同所ヲ発シ、伊王野村大字東岩崎着、同所試験

大田原ニ帰。

地ヲ試験シ、伊王野着、泊。

同六日大田原滞在。

同三十日同所ヲ発シ、金田村大字市野沢ヲ経テ大田原

着、泊。

同七日同所ヲ発シ、大字市野沢着ヲ経テ伊王野村大字岩

崎着。同所試験地陸苗代地整ヘラナシ、伊王野泊ス。

十二月一日同所ヲ発シ、塩谷郡矢板村大字幸岡着、同所

但シ、沓坪ニ対スル肥料、人糞沓斗、小麦カス沓升、

試験人不在ニ付、矢板着、泊。

鳥糞六七合割合醸。

同八日^{土月}同所ヲ発シ、黒羽町大字八塩着、試験田陸苗代地

整ヘヲナシ、同所泊。

但シ、耆坪ニ付、人糞耆斗、小麦糟耆升、鳥糞耆升割合。

同十四日同所ヲ発シ、那須郡下江川村大字下川井ヲ経テ

熊田着、泊ス。成績表引合ヲナシ。

同十五日同所ヲ発、那珂村大字小川着、泊。右同断。

同九日同所ヲ発シ、大田原帰宿ス。

同十六日同所ヲ発シ、大田原帰宿。

同十日大田原農談会ニ出席ス。

同十七日同滞在。

同十一日同所滞在。

同十八日同所ヲ発、市の沢ヲ経テ伊王野村大字着、^{〔記載ナシ〕}同所

肥料^{〔ママ〕}ヲ施方ヲ談話シ、同所泊。

同十二日前所ヲ発シ、塩谷郡矢板村大字川崎反町ヲ経テ

片岡着、泊。

同十九日同所ヲ発シ、黒羽町着、同所試験田陸苗代地肥

料施方ヲ談話シ、大田原ニ帰。

同十三日同所ヲ発、喜連川町大字葛城着、同所試験地陸

苗代地整ヘナシ。

同廿日同所滞在。

但シ、耆坪ニ付、人糞耆斗、米□耆升、焼酎糟三百目。

同廿一日同所ヲ発シ、同郡鹿子畑ヲ経テ喜連川着、右同断、氏家泊。

同三十日同所ヲ発シ、大田原ニ帰宿ス。

同三十一日同所ニ滞在。

同廿二日桜野ヲ経テ県地ニ着、泊。

廿七年一月一日同所滞在、二日迄。

同廿三日ヨリ同廿四日迄、県地滞在。

同三日同所ヲ発、矢板村幸岡着、同所ニテ種川底囲ナ

同廿五日県地ヲ発シ、大田原ニ帰。

シ、同泊。

同廿六日
同廿七日 大田原滞在。

同四日同所ヲ発シ、阿久津着、右同。

同廿八日同所ヲ発シ、伊王野村大字東岩崎着。同所ニテ

同五日大田原ニ帰宿。

陸苗代下種、同種水ヒタシヲナシ、伊王野下タイラ泊。

同六日ヨリ七日迄、滞在。

同廿九日同所ヲ発シ、黒羽町着、同所ニテ右同断。

同八日同所ヲ発シ、喜連川着。同所ニテ陸蒔・川底囲ヲ
ナシ、泊。

同九日同所ニテ右之業務ナシ、泊。

同十日同所ヲ発シ、大田原帰宿ス。

同十一日同所ヲ発シ、親園村着、種水浸シヲナシ帰宿ス。

同十二日ヨリ十六日迄、同所滞在。

同十七日同所ヲ発シ、黒羽町字八塩試験人江注意方ヲ談シ、泊。

同十八日同所ヲ発シ、伊王野着、右同断。

同十九日同所ヲ発シ、大田原着。

一月廿日ヨリ廿一日迄、同所滞在。

同廿二日ヨリ矢板村幸岡着、右同断。宇都宮着、泊。

同廿三日阿久津着、右同断。喜連川着、泊。

同廿四日同所ヲ発シ、鹿子畑ヲ経テ小川着、泊。

同廿五日同所滞在。

同廿六日同所ヲ発シ、大田原着。

同廿七日同所ヲ発シ、親園着、右同断。大田原ニ帰宿ス。

同廿八日同所ヲ発シ、宇都宮着、泊。